

広報

# ほうじょう

## 校歌

一 平和の暁鐘なりひびき

赤坂の丘 赤きごと

血潮に燃ゆる若人は

文化の扉 開くべく

我が学舎に集いけり

二 生産の町 方城に

育まれたる一千の

我が雛鳳は雄々しくも

大空を翔り 海の果て

人類愛の国たてん

三 天そそり立つ福智山

流れてつきぬ英彦山川

この山川と きそいつつ

文化の拓士 我が健児

いざもろ共に進まなん

## 方城中学校新校舎完成

5

2003年  
(平成15年)

MAY  
第228号

町の人口(平成15年3月末)

男 3,755人

女 4,151人

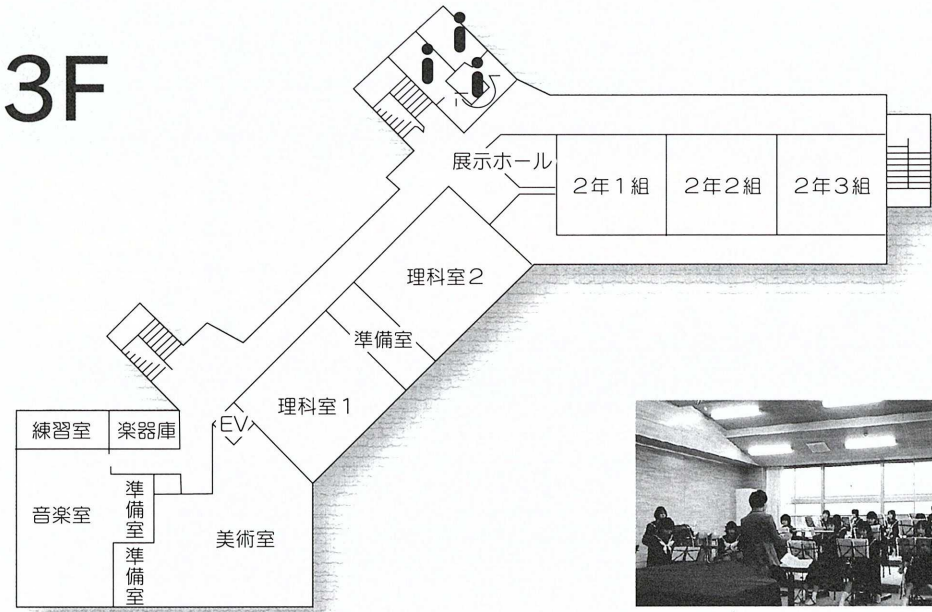
計 7,906人

世帯数 3,006世帯

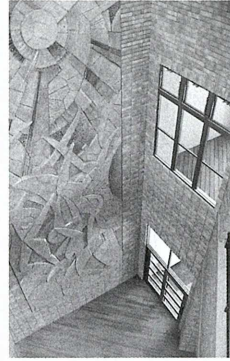
笑顔が、緑が、自然がキラキラ



3F



3階



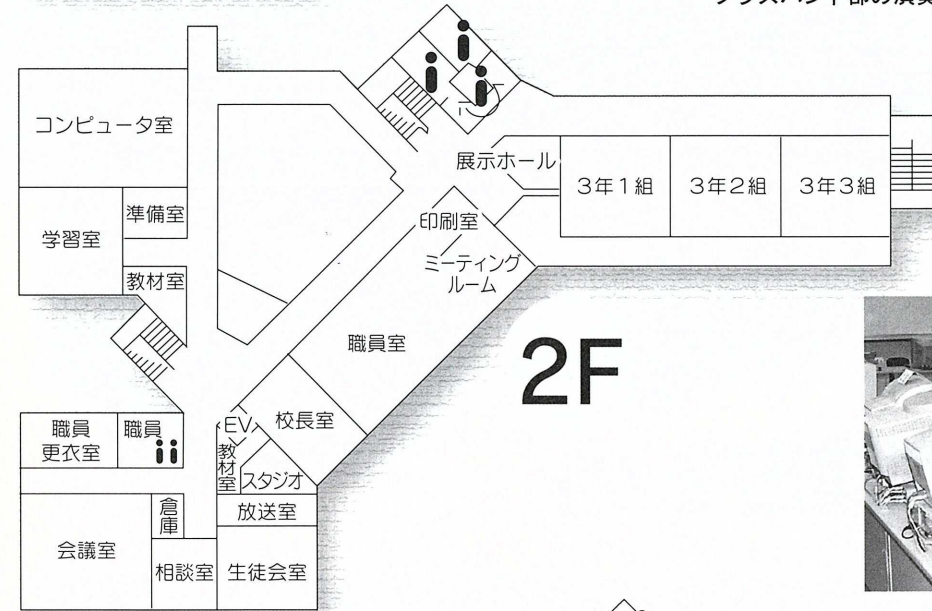
吹き抜け



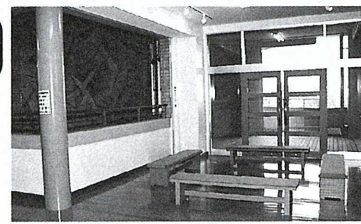
ブラスバンド部の演奏風景



理科室



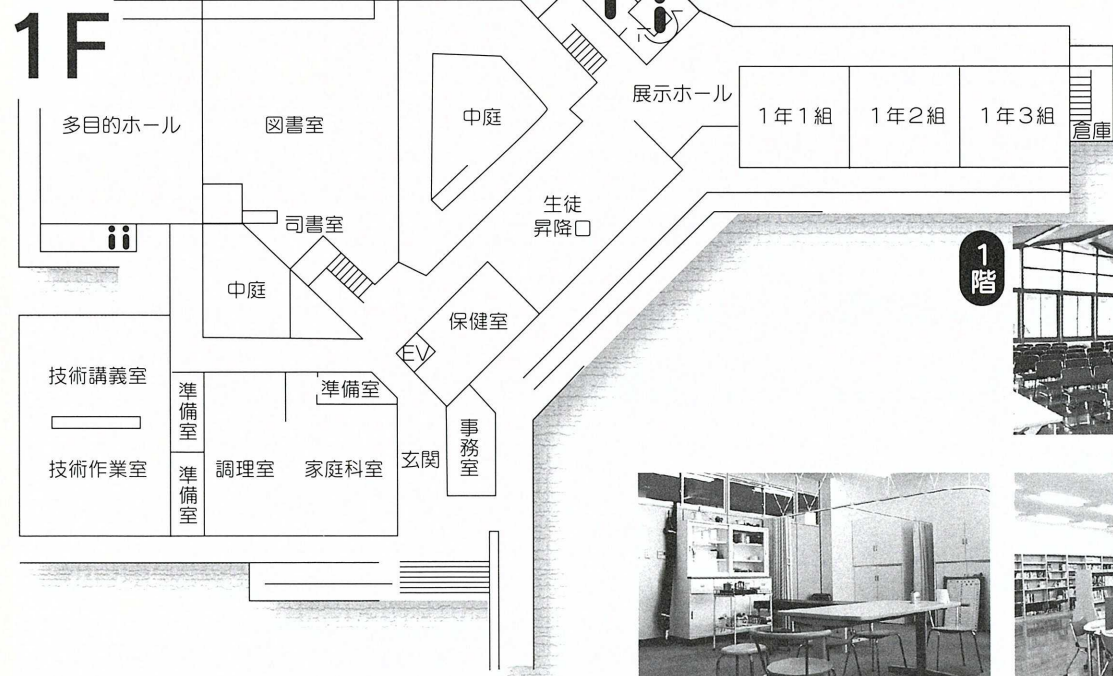
2階



展示ホール



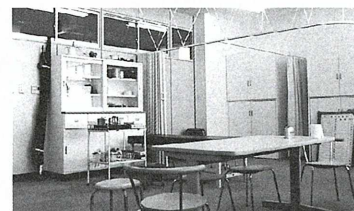
コンピュータ室



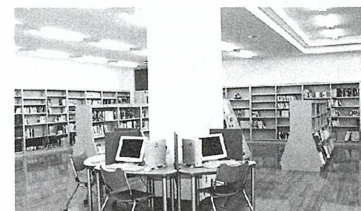
1階



多目的ホール



保健室



図書室

# 方城中学校新校舎完成

～これから生徒たちの成長を見守り巣立たせていく～

平成十三年度に校舎改築工事が、着工してから約二年、念願だった方城中学校新校舎が完成し、四月十二日に町の落成式が行われました。

「子どもは町の宝、財産である」という理念のもとにその子ども達に、充実した教育環境を与え、また学校生活の中で生徒が、精一杯自己表現できるような豊かな想像力とより良い人間性を育てていく、不可欠な場として、町が総力を注いで新校舎を建設しました。

新校舎は鉄筋コンクリート三階建構造になっており、校舎の内部は、一階は図書室、パソコンで蔵書を検索し読みたい本を即座に手に取ることが出来ます。保健室は白を基調に明るい雰囲気、部屋の中に小テーブルを配置し先生が生徒の相談等を聞きやすく気分を和らげ易いようになっています。多目的ホールもあり大きなガラス窓の広々とした空間の中で、これからの学校行事に活用されます。

三階まで吹き抜けの階段横には各階展示ホールが設けられてあり、生徒の作品やお知らせの掲示等、他クラスの生徒同士で会話も弾むのではないのでしょうか。他に技術講義・作業室、家庭科・調理室、一年生の教室となっています。

二階は、職員室、放送室、三年生の教室、コンピュータ室があり、パソコンで充実したOA授業が受けられるように設備されています。

三階の音楽室は、音響効果にもこまやかな配慮がなされ、授業にブラスバンド部の練習にと使われ熱心に楽器に取り組み生徒の姿が見られています。また美術室では美術部の

[1階床面積]	1,893.10平方メートル
[2階床面積]	1,518.42平方メートル
[3階床面積]	1,147.04平方メートル
[延床面積]	4,558.56平方メートル

## 事業費(方城中学校校舎建設費内訳)

総工費	1,427,763千円
(1) 建設工事費	1,052,458千円
(2) 設計・監理委託料	56,143千円
(3) 備品購入費	14,969千円
(4) 解体・付帯工事費	75,343千円
(5) 仮設校舎賃貸借料	224,579千円
(6) 移転料・事務費	4,271千円

## 財源内訳

(1) 国庫補助金	603,487千円
(2) 起債	472,900千円
(3) 町費	351,376千円

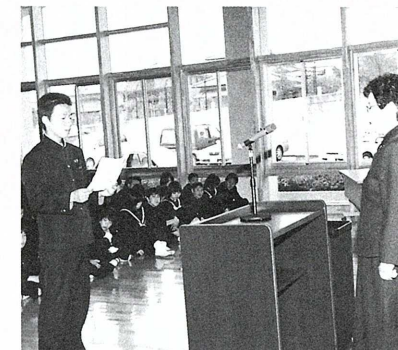
部員が作品制作に取りかかり、日々学んでいます。さぞ、力作が出来上がることでしょう。

旧校舎が落成されたのは昭和四十六年九月、それから平成十三年までの三十二年間で、三、四百六十八人もの卒業生を送り出し、生徒たちのたくさんの思い出と歴史を残して、その役割を終えました。

また、完成したばかりの学舎に新入生を迎え、新校舎で学ぶ在校生と共に新しい歴史を築き、これからの後輩達へと受け継がれることでしょう。



▲教育委員会からの記念品を贈られる



▲お礼の言葉を述べる嶋野友之君



▲校内落成式の様子

## ●高額医療費の支給

保健医療機関に対し、1ヶ月間に下表の自己負担限度額を超えて支払ったときは、申請により超えた分が払い戻されます。

### ◎申請に必要なもの

- ①老人医療受給者証（健康手帳）
- ②健康保険証
- ③印かん
- ④本人名義の郵便局以外の預金の通帳

### ◎自己負担限度額（月額）

対象者	負担割合	外来（個人ごと）	入院および世帯ごとの限度額	
所得が一定以上の人	2割	40,200円	72,300円+ 〔（実際にかかった医療費 -361,500円） ×1%〕 ★（40,200円）	
一般	1割	12,000円	40,200円	
※低所得	II	8,000円	1割	24,600円
	I		1割	15,000円

○★（）内の額は、4ヶ月目以降の場合（多数該当）

○※低所得は、非課税世帯の人です。

※低所得の人は申請すると、「減額認定証」が交付されます。

## ●入院時の食事代の自己負担

入院した時にかかる食事代は所得ごとの定額自己負担となります。

一定以上所得者 および一般	1日	780円
低所得II	90日までの入院	1日 650円
	90日を超える入院 （過去12ヶ月の入院日数）	1日 500円
低所得I	1日	300円

※「低所得者I・II」の方は、「老人医療の限度額適用・標準負担額認定証」が必要となります。手続きをした月からの減額となります。

## ●交通事故などで病院にかかる時

交通事故など第三者の行為によってけがをして病院にかかる時は、役場窓口で手続きをすると老人保健で治療を受けることができます。  
（必ず担当窓口へ届出を）

## ●お医者さんにかかる時

毎月初めに病院などの窓口へ「保険証」・「健康手帳」・「医療受給者証」を必ず提示してください。

## 高額医療費の支給 問&答

**問** 払い戻しは入院時の食事代、差額ベッド代も含まれるの？

**答** 含まれません。保険がきかない診療費などについても含まれません

**問** 領収書がありませんが、請求できるの？

**答** 高額医療費の請求に領収書は必要ありません。

**問** 申請には本人が行かないとできないの？

**答** 申請手続きに必要なもの①～④をすべて持参すると代理の方でもできます。

**問** 申請は毎回しなければいけないの？

**答** 申請を一度すれば、該当の場合払い戻されます。

# 老人保健制度

老人保健の対象となる年齢が以前は「70歳から」でしたが、平成14年10月から「75歳から」になりました。（一定の障害がある人は65歳以上）

※ただし、昭和7年9月30日以前に生まれた人は、老人保健の対象となります。



## 問い合わせ

住民課住民係  
☎22-0520  
（内線143）

## [こんなときは届出を!!]

- 一定の障害（「寝たきり」など）のある方が65歳になったとき、または65歳を過ぎて一定の障害のある状態になったとき。
- 他の市区町村へ転出するとき。
- 他の市区町村から転入してきたとき。
- 同じ市区町村の区域内で住所が変わったとき。
- 加入している医療保険が変わったとき。
- 生活保護を受けるようになったり、医療保険の資格を失ったとき。
- 死亡したとき。

## ●届出に必要なもの

- 健康手帳 ○医療受給者証 ○保険証 ○印かん